

令和4年度

第30回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和4年12月9日（金曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について
議案第6号	非農地通知について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について

出席委員（16名）

1 番	湯川 徳弘	1 1 番	廣井 伸多
3 番	笠野 喜久雄	1 2 番	大河内 壽一
4 番	山本 茂樹	1 3 番	曾根 光彦
5 番	藤田 城司	1 4 番	岩橋 章
7 番	土橋 ひさ	1 5 番	丸山 勝
8 番	谷河 績	1 7 番	坂東 紀好
9 番	吉中 雅三	1 8 番	吉川 松男
1 0 番	中村 弘	1 9 番	岩橋 章博

出席職員

農業委員会事務局

局	長	奥谷 知彦
課	長	中村 保
副 課	長	藤田 誠一
班	長	中居 一樹
企 画	員	西森 和子
副 主 査		殿元 輝之

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第30回農業委員会総会を開催いたします。報告事項につきましては、議案書18ページ以降に掲載していますので、ご確認ください。それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） 去る11月16日に開催しました和束町への視察研修に参加されました委員の皆様おつかれさまでした。ありがとうございました。それでは、ただいまより、第30回農業委員会総会を開催いたします。出席委員は19名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。去る11月28日、湯川委員、吉中委員、岩橋章博委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしく申し上げます。

なお、古川委員、中尾委員、辻本委員から都合により欠席したい旨、連絡がありましたので、報告いたします。また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、藤田委員、土橋委員にお願いします。それでは議案の審議を始めさせていただきます。議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があります。借受予定者から証明願が1件ありました。対象農地の面積は、田のみで1,188㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議

願います。なお、対象農地については、11ページの議案第5号農用地利用集積計画No.8で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が3件あったものです。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元副主査 番外 説明します。本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で10件ありました。なお、これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われれます。また、N

o. 4, 6, 8, 9については贈与となります。なお、No. 6は議案第5号「農用地利用集積計画について」のNo. 5に関連しています。一部の案件について説明をさせていただきます。No. 5については、譲受人個人の耕作面積は2,942㎡ですが、これとは別に自身が経営する社会福祉法人で11,546㎡の農地を経営しています。No. 8, 9については、譲受人が当該申請地を譲受、一帯で耕作することで営農をしやすいするためのものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元副主査 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No.1 申請地は、小倉地区・・・、小倉小学校から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、流通業務施設に該当するため、不許可の例外に該当します。申請人は・・・を営んでおり、当該申請地及び西側の既存宅地を一体で開発し、自動車整備工場へ転用申請するものです。なお、転用完了後、備考に記載している個人へ賃貸します。この個人は現在、・・・で・・・を営んでおりますが、

この度、・・・を新設し、当拠点を中心に活動していきたいとのことです。

No.2 申請地は、西和佐地区・・・、和歌山インター出入口から・・・に位置し、おおむね300m以内に高速道路の出入口があるため第3種農地に該当します。申請人の自宅の駐車スペースを確保するため、自宅の隣接地である当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。

No.3 申請地は、小倉地区・・・、光恩寺から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営む個人であり、現在使用している資材置場では手狭になってきているため、当該申請地を露天資材置場に転用申請するものです。なお、令和4年11月10日付で農用地区域を除外しております。

No.4 申請地は、紀伊地区・・・、紀伊駅から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は家族とともに、現在賃貸住宅に居住しておりますが、手狭になってきたため、実家に近く、耕作地にも近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。なお、使用貸借権設定です。

No.5 申請地は、安原地区・・・、安原小学校から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は家族とともに、現在賃貸住宅に居住しておりますが、手狭になってきたため、実家に近い当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。開発許可

申請中です。

No.6 申請地は、川永地区・・・及び紀伊地区・・・、誠佑記念病院から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営む法人で、業務の拡張により、現在使用している資材置場では手狭になってきているため、当該申請地を露天資材置場として転用申請するものです。

No.7 申請地は、紀伊地区・・・和歌山盲学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を行う法人です。競合店舗が少なく、周辺に住宅街があり、また交通量の多い道に面していること等の理由から当該申請地を店舗として転用申請するものです。なお、賃借権の設定で、開発許可申請中です。また、令和4年11月10日付で農用地区域を除外しております。

No.8 申請地は、名草地区・・・、内原マスターズゴルフ倶楽部から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は家族とともに、現在賃貸住宅に居住しておりますが、手狭になってきたため、実家に近く、耕作地にも近い当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。なお、使用貸借権設定で、開発許可申請中です。

No.9 申請地は、岡崎地区・・・及び・・・和歌山東高校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営む法人であ

り、現在使用している資材置場では手狭になってきているため、当該申請地を露天資材置場に転用申請するものです。これらの案件は一般基準を満たしていると思われま

す。また、No.6、9については現地調査及び事情聴取を行っておりますので担当委員から報告があります。

以上です。
◆会長（谷河 績） No.6につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので湯川委員さん報告願います。

◆1番（湯川 徳弘） 去る11月28日、岩橋委員、吉中委員とで現地調査並びにヒアリングを実施しました。・・・は、国道24号線下り車線南側に面しており七瀬川西側に位置します。日常、スクラップ搬送車の台数がかかなりあり、多い時は国道に待機している車もかなりある。今回の転用申請で、中ヘトラック数台が入れるように改善し、交通渋滞をなくしたいとの事です。そして現状の資材置場を拡張することにより騒音を軽減する事になりますとの事。雨水は西側水路に流し、改良区の同意も得ています。床面に錆がある関係で、改良区の方から雨水分離槽、油水分離槽加えて沈砂池を設ける指導も入っています。昨日、社長へ以前火災が発生したことを受け、防止の教育を実施しました。本件につきまして委員各位の慎重な審議をお願いし、報告を終わります。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。次に、No.9につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので岩橋章博委員さん報告願います。

◆19番（岩橋 章博） 11月28日現地調査並びに事情聴取を湯川委員、吉中

委員と事務局とで実施しました。申請地北側は・・・が許可を得た露天資材置場で、期日が過ぎても完了報告がされてなく、県から指導を受けている状態であります。その北側には・・・の分譲住宅があります。また、申請地南側は水田で、東側には大きな用水路があり、西側は未舗装の市道と接している状況の第2種農地です。事情聴取では・・・の社員、・・・さん、・・・さん、行政書士、測量士の4名が出席されました。

この農地を選んだ理由を聞くと、業務拡大のため大阪、紀南方面での取引が多くなっており、インターチェンジに近く便利であるとの事。現時点での資材置場はどこにあるのかと聞くと、資材置場は持っていないとの事。それでは資材はどこに置いているのかと聞くと、各現場に置いているとの事。どの様な資材を置くのかとの質問に、コンクリート製品、土砂、碎石等との事。排水は西側道路沿いの狭い水路に排水するとの事なので、どうして東にある大きな用水路へ排水しないのかと聞くと、申請地は元々東側に入り水口があり、西の既設水路に排水している状態で、地元要望もあるとの事。造成計画は盛り土が20cm程度で擁壁を作らない計画である。

以上のことから、資材置場として本当に利用するのか疑問に思う所があるが、必要書類等の要件は満たしているので、転用目的の確実性を疑う理由がないのが実情であります。今後の完了報告を注視したいと思えます

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第4号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご

意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が17件ございました。賃借権が2件、使用貸借権が15件の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。No. 1からNo. 10については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 11からNo. 17については、農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田のみで38,441㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が7件あり、面積は、田のみで17,190㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 非農地通知について、提案いたします。

◆中居班長 番外、説明いたします。本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。令和4年10月12日、三田地区坂田（29件、5

3筆)で和田推進委員とともに、また令和4年10月19日、西山東地区吉里(16件、46筆)で吉中農業委員、中筋推進委員とともに現地調査を行ったものです。非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書9件の提出がありました。面積は、田が2筆、4,954㎡、畑が19筆、9,284㎡です。議案書番号1~9について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。なお、各地区の土地改良区等と協議済です。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

その他、何かございませんか。

(なし、との声)

それでは、ないようでございますので、第30回総会を閉会いたします。

13時20分 閉会